

2. 低所得世帯支援臨時給付金について

(1) 概要

エネルギーや食料品価格などの高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に1世帯あたり7万円を給付します。

(2) 対象

令和5年12月1日時点で会津若松市に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみの世帯は対象外

(3) 給付額

1世帯あたり7万円

※給付は1回のみ

(4) 申請方法

①ハガキが届いた方

申請は不要

※口座の変更がある場合や、受給を辞退する場合は1月19日(金)までに問い合わせ

②確認書が届いた方

確認書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で返送

③世帯の中に令和5年度住民税が未申告または令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

市のホームページまたは地域福祉課や各支所の窓口から申請書入手し、必要書類を添えて申請

(5) 申請期限

令和6年2月29日(木)

(6) 問い合わせ

低所得世帯支援臨時給付金コールセンター (☎ 0570-000-432)